

# Weekly Report

第253号  
平成26年2月24日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 小規模宅地等の特例に関するQ & A

来年から相続税の基礎控除額（現行5千万円＋1千万円×法定相続人数）が、「3千万円＋600万円×法定相続人数」に引下げられるため、居住用宅地等を相続する場合は「小規模宅地等の特例」が適用できるかが、大きなポイントとなります。

### ◆Q & A

Q. 「小規模宅地の特例」とは？

A. 被相続人（亡くなった方）等の居住または事業用に使われていた宅地等を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額が大幅に減額される特例です。例えば、居住用の宅地の場合、240m<sup>2</sup>（27年から330m<sup>2</sup>に拡大）まで80%減額されます。

Q. 特例の対象となる居住用宅地等とは？

A. 相続開始の直前において、被相続人等の居住用に供されていた家屋の敷地が対象となります。

Q. 被相続人の居住用宅地等について特例を適用できるのは？

A. 配偶者や、被相続人と同居していた親族が取得した場合など適用できます。

Q. 別居していた場合は適用できない？

A. 被相続人の配偶者や、同居親族（法定相続人に限る）がいない場合で、相続開始前3年以内に自己所有の家屋に居住していない別居親族であれば、適用できます。

Q. 二世帯住宅の敷地については？

A. 今年から、内部で行き来できない二世帯住宅の場合であっても敷地全体が特例の対象となりました。ただし、建物の所有について区分登録されている場合は、被相続人の居住の用に供されていた敷地の部分だけが特例の対象となります。

## 4月から変わる郵便料金の注意点等は

消費税率の改定に伴い、4月1日から郵便料金が変わります（新料額のはがき・切手は3月3日から発売）。

例えば、通常はがき50円⇒52円、定形郵便80円⇒82円、速達料270円⇒280円など全面的に変更されるので、新料金を周知するとともに、4月以降に旧料額の切手を使用する際は、差額分の2円切手などを貼り忘れないようにしましょう。（旧料額の切手等は郵便局で新料額に交換できますが、差額＋1枚につき手数料5円が必要）。

なお、3月までに差し出された往復はがきで、返信部を4月以降に差し出す場合は新料金となるため、差額分の切手を貼付する必要があります。

## 来年度から介護保険料率が引上げに

主に中小企業が加入している協会けんぽ（全国健康保険協会）の平成26年度の保険料率が決定し、健康保険料率については据え置かれることになりました。

一方、40～64歳の方（介護保険第2号被保険者）が負担する介護保険料については、1.72%（現行1.55%）に引き上げられます。

適用は、3月分（4月納付分）からとなります。

大雪により災害救助法が適用された長野、群馬、山梨、埼玉では災害復旧貸付等が実施されます。